

奈良県環境影響評価条例の対象事業となる要件の考え方について

(太陽光発電施設の設置又は変更の工事の事業の場合)

奈良県環境影響評価条例施行規則 別表第一

四の二 太陽光発電施設の設置又は変更の工事の事業

ア 太陽光発電施設の設置の工事の事業(太陽光発電施設の設置の用に供される区域及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地(以下「太陽光発電施設設置区域」という。))の面積が五ヘクタール以上であるものに限る。)

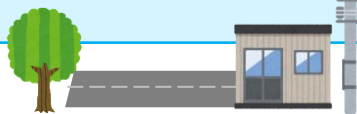
【図解】

太陽光発電施設の設置の用に供される区域



及び

これに隣接し、
緑地、道路その他の施設の
用に供するための敷地



として

計画的に取得され
又は
造成される

一団の土地

= 太陽光発電施設設置区域



「太陽光発電施設の設置の用に供される区域」は、

そのための計画的な取得や造成がなされなくとも、

「太陽光発電施設設置区域」に含まれますのでご注意ください。